

令和 2 年 4 月 8 日

保護者 様

深谷市教育委員会
深谷市立幡羅小学校長

臨時休業期間中の小学校における対応について

このことについて、深谷市教育委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、臨時休業とすることとします。なお、臨時休業期間中の小学校における対応について下記のとおり、対応いたします。

記

- 1 小学校における臨時休業について
 - (1) 期間 令和2年4月9日(木)から5月6日(水)を予定(暫定)
※終期については、県の要請によって、変更の可能性があります。

- 2 小学校における一時預かりの実施
 - (1) 対象 小学校全学年の児童の希望者
 - (2) 日程 4月9日(木)から5月1日(金)
 - (3) 時間 8時30分から14時30分まで
※県の要請によって変更の可能性があります。

- 3 小学校における登校日の実施
 - (1) 登校日については、県の要請に基づき検討し、実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。
※登校日については、登校しなくても「欠席」とはなりません。

- 4 臨時休業中の校庭の開放
 - (1) 開放時間は、13時00分から16時00分
 - (2) 往復の交通手段は保護者の責任の下で行ってください。